

我孫子市オフィス開設等促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に新たにオフィスを開設し、又は都心等から市内にある支社等に本社機能に移転した事業者に対し、オフィスの開設等に要した費用の一部を補助することにより、市内へのオフィスの立地を促進するとともに雇用の拡大を図るため、予算の範囲内で交付する我孫子市オフィス開設等促進補助金（以下「補助金」という。）について、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 合名会社、合資会社、合同会社、株式会社（特例有限会社を含む。）、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋測量士法人及び行政書士法人をいう。
- (2) オフィス 事業者が自らの事業（次条第1項に規定するものを除く。）に係る事務処理業務（事務処理業務に付随する軽作業を含む。第5条第1号ウにおいて同じ。）を行う事業所（小売業、飲食業その他接客業を目的とした店舗又は住居兼用のものを除き、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反しないものに限る。）をいう。
- (3) オフィス開設等 市内に新たにオフィスを開設し、又は市内の支社等に本社機能に移転することをいう。
- (4) 本社機能 事業者の経営方針における意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括等の機能をいう。
- (5) 常時雇用者 事業者に直接雇用された者であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 市内のオフィスにおいて常時勤務する者であること。

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定により厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定により雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者であること。

エ 雇用期間の定めのない者であること。

（補助金の交付の対象とならない事業等）

第3条 市長は、次に掲げる事業、業種等を営む事業者に対しては、補助金を交付しない。

- （1） 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- （2） 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第22項に規定する商品先物取引業
- （3） 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引、同法第2条第1項に規定する訪問販売、同法第2条第3項に規定する電話勧誘販売その他これらに類する方法による物品の販売、役務の提供その他の行為を行う事業
- （4） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出を要する事業
- （5） 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- （6） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業
- （7） その他市長が補助金を交付することが不相当と認めるもの

2 市長は、事業者の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に参与している者又は、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対しては、補助金を交付しない。

- （1） 暴力団員等（我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号。次号において「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等を

いう。以下同じ。)

- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員等であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属する者

（補助金の種類、補助対象経費等）

第4条 補助金の種類は、オフィス開設費及び雇用拡大支援費とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（補助対象事業者）

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる事業者は、市内に本社又は本店（第1号エにおいて「本社等」という。）を有しない者であつて、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) オフィス開設費 次に掲げる要件

ア 市内に新たにオフィスを開設すること又は市内の支社等に本社機能の一部若しくは全部を移転し、それに伴い当該支社等の常時雇用者が1人以上増加すること。

イ 第6条第2項の規定による申請時において、法人設立の日から3年以上経過していること。

ウ オフィス開設等により、新たにオフィスを開設する日以後継続して3年以上当該オフィスにおいて自らの事業に係る事務処理業務を行うこと又は移転する本社機能が移転の日以後3年以上継続され、若しくは維持されることが見込まれること。

エ 本社等の所在地の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による特別区民税を含む。第9条第1項第2号において同じ。）を滞納していないこと。

オ オフィスの開設時又は本社機能の移転時に当該オフィスの常時雇用者が3人以上であること。

(2) 雇用拡大支援費 次に掲げる要件

ア 次条第4項の認定を受けている者であること。

イ オフィス開設等の日の3か月前から3年後までの期間内において、次のいずれかに該当する者を雇用する実績があること。

(ア) オフィス開設等に伴い、本市に移住した既存の常時雇用者（以下「移住者」という。）

(イ) 新たに雇用した市内に住所を有する常時雇用者（以下「新規雇用者」という。）

ウ 第7条第4項の規定による認定の対象となった移住者及び新規雇用者（第10条第1項において「認定者」という。）が、市内に移住し、又は新規に雇用された後継続して1年以上市内に住所を有すること。

(オフィス開設等計画の認定)

第6条 オフィス開設費の交付を申請しようとする事業者は、オフィス開設等の計画について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする事業者（以下この条において「計

画認定申請者」という。)は、我孫子市オフィス開設等計画認定申請書(様式第1号。次項において「計画認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 定款の写し
- (2) 事業者の概要を説明するパンフレットその他参考資料
- (3) 決算書の写し
- (4) オフィスの位置図及び平面図
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 計画認定申請者は、計画認定申請書及び添付書類を次の各号に掲げるオフィス開設等の区分に応じ、当該各号に掲げる期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に新たにオフィスを開設する場合 建物の建築工事に着手する日又は売買契約若しくは賃貸借契約の締結日
- (2) 市内の支社等への本社機能の移転に伴い、改修、増築等が発生する場合 改修等に係る工事に着手する日
- (3) 市内の支社等に本社機能を移転する場合(前号に該当する場合を除く。) 本社機能を移転する日

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、我孫子市オフィス開設等計画認定(不認定)通知書(様式第2号)により、当該計画認定申請者に通知するものとする。

(雇用実績の認定)

第7条 雇用拡大支援費の交付を申請しようとする事業者は、常時雇用者の雇用実績について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする事業者(以下この条において「雇用実績認定申請者」という。)は、我孫子市常時雇用者雇用実績認定申請書(様式第3号。次項において「雇用実績認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 雇用契約書の写し又は労働条件通知書の写し
- (2) 健康保険被保険者証の写し
- (3) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し又は雇用保険被保険者

証の写し

3 雇用実績認定申請者は、雇用実績認定申請書及び添付書類を次に掲げる実績の期間の区分に応じ、当該各号に掲げる期日（当該期日が市の閉庁日に当たるときは、その直前の閉庁日）までに市長に提出しなければならない。

(1) オフィス開設等の日（以下この項において「開設日」という。）の3か月前の日から開設日の1年後の日の属する年度の9月30日までの実績分 当該年度の10月15日

(2) 開設日の1年後の日の属する年度の10月1日から翌年度の9月30日までの実績分 開設日の2年後の日の属する年度の10月15日

(3) 開設日の2年後の日の属する年度の10月1日から開設日の3年後の日までの実績分 開設日の3年後の日の1か月後

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、我孫子市常時雇用者雇用実績認定（不認定）通知書（様式第4号。第10条第1項において「雇用実績認定通知書」という。）により、当該雇用実績認定申請者に通知するものとする。

（認定の変更）

第8条 第6条第4項及び前条第4項の規定により認定を受けた事業者は、当該認定を受けた内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は中止しようとするときは、速やかに我孫子市オフィス開設等計画（常時雇用者雇用実績）変更・中止申請書（様式第5号）により市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、我孫子市オフィス開設等計画（常時雇用者雇用実績）変更・中止承認通知書（様式第6号）により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

（オフィス開設費の交付の申請等）

第9条 第6条第4項の規定により認定を受けた事業者がオフィス開設費の交付を受けようとするときは、我孫子市オフィス開設等促進補助金（オフィス開設費）交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請

しなければならない。

- (1) 役員等名簿兼誓約書（様式第8号）
- (2) 市町村民税の滞納がないことを証する書類
- (3) 履歴事項全部証明書
- (4) 見積書その他のオフィス開設等に要した費用の内訳が分かる書類の写し及び領収書その他の支払を証する書類の写し
- (5) 勤務記録その他の申請に係るオフィスに配置されている常時雇用者が分かる書類として市長が認めるものの写し
- (6) 土地売買契約書の写し（新規に土地を取得する場合）
- (7) 建築工事請負契約書の写し（新規に建物を建築する場合）
- (8) 建物売買契約書の写し（既存の建物を取得する場合）
- (9) 賃貸借契約書の写し（物件を賃借する場合）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、現地を調査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市オフィス開設等促進補助金（オフィス開設費）交付（不交付）決定通知書（様式第9号）により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

（雇用拡大支援費の交付の申請等）

第10条 第7条第4項の規定により認定を受けた事業者が雇用拡大支援費の交付を受けようとするときは、我孫子市オフィス開設等促進補助金（雇用拡大支援費）交付申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、雇用実績認定通知書に記載された申請期間内に市長に申請しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、認定者同意書（様式第11号）により、当該雇用実績認定通知書に記載されている認定者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

- (1) 認定者の住民票の写し
- (2) 認定者が継続して雇用されていることを証する書類
- (3) 雇用実績認定通知書の写し

2 市長は、前項の規定による申請にあったときは、速やかにその内容を審査し、我孫子市オフィス開設等促進補助金（雇用拡大支援費）交付（不交付）

決定通知書（様式第 1 2 号）により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

（請求）

第 1 1 条 第 9 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により交付の決定を受けた事業者（次条において「交付決定者」という。）は、交付の決定の日から起算して 1 か月以内に我孫子市オフィス開設等促進補助金交付請求書（様式第 1 3 号）により、市長に請求しなければならない。

（交付の決定の取消し等）

第 1 2 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

（2） 第 5 条に規定する要件（同条第 1 号ウに規定するものを除く。）に該当しないことが判明したとき。

（3） オフィス開設等により、新たにオフィスを開設する日以後継続して 3 年以上当該オフィスにおいて自らの事業に係る事務処理業務を行わなかったとき又は移転する本社機能が移転の日以後 3 年以上継続され、若しくは維持されなかったとき。

（4） その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、我孫子市オフィス開設等促進補助金交付決定取消通知書（様式第 1 4 号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 オフィス開設費

補助対象経費	補助金の額	補助限度額
オフィス開設等に要した費用（オフィス改修費、通信環境整備費、セキュリティ工事費、オフィス賃借料（12か月相当分）その他市長が補助対象経費として認めるもの）（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	オフィス開設時の常時雇用者数又は本社機能の移転に伴う増加常時雇用者数に25万円を乗じて得た額に25万円を加えて得た額。ただし、300万円を限度する。

備考 オフィス賃借料については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、補助対象経費とする。

- (1) 賃借する物件に新たにオフィスを開設すること。
- (2) 物件の所有者が法人の場合にあっては、申請者である法人の役員等と物件を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと及び物件を所有する法人と申請者である法人の役員等が雇用関係にないこと。
- (3) 物件の所有者が個人の場合にあっては、申請者である法人の役員等と物件の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと及び申請者である法人と物件の所有者が雇用関係にないこと。

2 雇用拡大支援費

補助金の額	補助限度額
移住者及び新規雇用者の数に10万円を乗じて得た額	1のオフィス開設等につき3年間を通じて200万円